

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、飯山町寺井土地改良区が土地改良事業（維持管理事業）計画を変更することについて平成19年9月20日認可した。

平成19年10月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀